

那覇市立こども園条例の一部を改正する条例制定について

那覇市立こども園条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 8 年 2 月 9 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 30 条の 20 第 1 項の特定乳児等通園支援を実施するため、この案を提出する。

那覇市立こども園条例の一部を改正する条例

那覇市立こども園条例(平成27年那覇市条例第50号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利用の承諾)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(使用料)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 前項の使用料の額は、当該保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して規則で定める額とする。この場合において、納付する使用料の額は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第3項第2号の政令で定める額を上限とする。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(利用の承諾等)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>第1項の場合において、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の16の乳児等支援給付認定子どもについて、同法第30条の20第1項の特定乳児等通園支援を利用しようとする同法第30条の15第3項の乳児等支援給付認定保護者は、当該特定乳児等通園支援に要する費用として市長が定める額を支払うことについて、書面で同意しなければならない。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 前項の使用料の額は、当該保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して規則で定める額とする。この場合において、納付する使用料の額は、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号の政令で定める額を上限とする。</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。